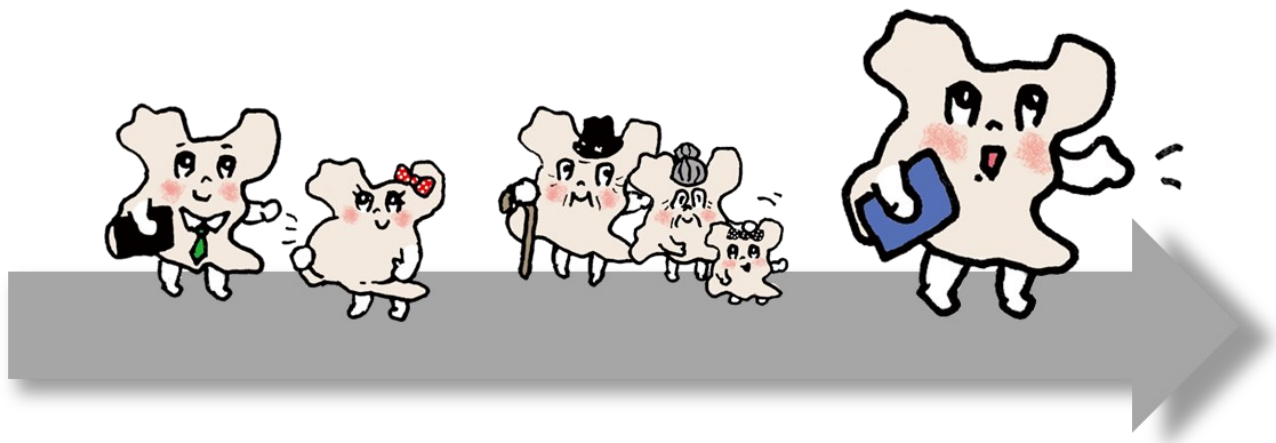


盛岡市地域づくり協働推進計画 (ダイジェスト版)

令和3年度～令和7年度



第1章 計画の背景

1 これまでの本市の取組

本市では、市民等と市が共通の認識のもとでまちづくりを進めることを目的とし、平成26年3月に『盛岡市市民協働推進指針（以下「指針」という）』を策定しました。この指針に基づき市民協働を具体的に推進するため、平成27年に『盛岡市町内会・自治会協働推進計画』，平成28年に『第2次盛岡市地域協働推進計画』を策定して、それぞれの計画に基づき「地域づくり」に向けた取組を進めてきました。

2 計画策定の背景

国の人口は、平成20年をピークに減少傾向に転じ、その減少幅は年々増加しています。本市の人口動態も国と同じ傾向を示しており、平成23年の東日本大震災発生後に一時的な増加が見られたものの、その後は減少傾向に転じています。本市の各地域に共通している「活動担い手の不足」，「若い世代の地域活動への参加が少ない」などの課題は、このような人口減少や少子高齢化の進行による必然の部分も少なくありません。加えて、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の全国的な流行は、「新しい生活様式」の実践を促す反面、地域における活動の縮小に大きな影響を与えています。



計画の詳細・概要については、盛岡市公式ホームページでご覧いただけます。
広報ID：1034534

1 盛岡市町内会・自治会協働推進計画の状況

【取組期間：H27～R2年度】

(1) 町内会・自治会活動のあり方

町内会・自治会は、本市における市民協働の中核となる地域の組織であり、地域の相互の親睦と福祉の向上を図り、自分たちが暮らす地域を快適で住みよくするための様々な活動を行っています。地域において、日頃から顔の見えるつながりをはぐくむことは、住環境整備や防災・防犯など、個人の力で対応することが難しい問題にも、迅速かつ細やかに対応することが期待されます。



(2) 町内会・自治会を取り巻く現状

本市の町内会・自治会加入率は87.5%であり、全国の中核市と比較しても、上位に位置づけられます。また、東北6県の県庁所在地との比較でも、加入率は山形市に次いで2番目となっています。なお、盛岡市における町内会加入率は、平成28年度以降、横ばいで推移しています。

(3) 盛岡市町内会・自治会協働推進計画の成果

本市は、平成27年に『盛岡市町内会・自治会協働推進計画』を策定し、町内会・自治会の自律性を尊重する原則を踏まえながら、町内会・自治会等が持続的な活動の展開を行っていくための市の支援策について、具体的な取組を定めました。課題に対する主な成果は次のとおりです。

主な成果

- ・町内会・自治会の役員の負担軽減を図るため、複数の謝礼金や補助金を一本化した協働推進奨励金を創設し、手続きを簡素化しました。
- ・街路灯をリース事業にしてLED化し、町内会・自治会における維持管理業務の軽減を図りました。
- ・町内会・自治会への加入を促進するため、市の窓口等において、転入者及びアパート・マンションの施工主に町内会・自治会加入案内チラシを配布し、加入率の維持に努めました。
- ・市民協働推進センターの設置や、定期的な情報提供の実施により、町内会・自治会の活動の参考情報を提供するとともに、相談・支援体制を構築しました。
- ・地区担当員制度を廃止し、市から依頼する非常勤職員の数を減らしたほか、市の広報紙の配布方法など地域の実情に応じて対応し、公共的な負担の軽減を図りました。

(4) 課題

盛岡市町内会・自治会協働推進計画に基づき、上記(3)のとおり取り組み、一定の成果があったと評価されましたが、令和元年度に実施した意見交換会やアンケート調査では、依然として次のような課題が指摘されています。

現状	課題
役員のなり手がいない（後継者が見つからない）。	活動担い手の確保
一部の役員に負担が集中する。	
参加者が固定化している。	活動の活性化
住民の当事者意識が低下している。町内会・自治会の活動に対する関心が低い。	
人口減少の影響により会員が減少傾向にあるため、会費が減少していることもあり、老朽化が進む自治公民館の修繕費用を工面するのが難しい。	活動資金の確保
自治公民館の備品の補助対象を増やしてほしい。	
身近に人が集まれる場所がない。	活動施設の充実
活動活性化や課題解決のため、他の町内会・自治会の事例を知りたい。	活動情報の共有

【コミュニティ推進地区一覧】 ※ ○は、「地域づくり計画書」策定地区

(1) 求められる地域協働の姿

「地域協働」は、地域を構成する町内会・自治会、PTA、老人クラブ、NPO法人、企業などの多様な主体が、地域の課題や将来像について共通認識を持ち、その解決や実現のため、それぞれの得意分野や特性に応じて連携・役割分担し、一体となって計画的、効果的な地域づくりを進める形です。

(2) 地域協働を取り巻く現状

本市では、地域づくり組織の活動を支援するほか、その取組を多くの地域に広げるため、2次にわたり『盛岡市地域協働推進計画』を策定し、市内に30あるコミュニティ推進地区単位における、地域協働の取組を推進してきました。その結果、12地区で『地域づくり計画』が策定され、地域の特色をいかした様々な事業が行われました。

番号	地区	※	番号	地区	※
1	仁王		16	大慈寺	
2	桜城		17	米内	
3	上田		18	仙北	
4	緑が丘		19	本宮	○
5	松園	○	20	太田	
6	青山	○	21	つなぎ	○
7	みたけ		22	中野	
8	北厨川		23	築川	
9	西厨川		24	見前	
10	土淵		25	飯岡	
11	東厨川	○	26	乙部	○
12	城南	○	27	巻堀姫神	○
13	加賀野		28	好摩	○
14	山岸	○	29	渋民	○
15	杜陵		30	玉山薮川	○

(3) 第2次盛岡市地域協働推進計画の成果

本市は、平成28年度に『第2次盛岡市地域協働推進計画』を策定し、地域の自主性を尊重しつつ、地域づくり組織に対して第1次計画期間同様に必要な支援を継続するとともに、「地域づくり計画」の立案や事業実施に係る負担軽減を図るため、具体的な取組を定めました。課題に対する主な成果は、次のとおりです。

主な成果	地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり計画を策定して取り組んだ地域においては、これまで交流が少なかった企業や様々な団体の協力が得られるなど、事業の実施を通して新たな人材の掘り起こしにつながりました。 地域づくり計画を策定しない地域においても、地域の歴史の掘り起こし、新しいイベントの企画など、それぞれの地域の特色を生かした事業が行われ、地域の活性化につながりました。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間内に、青山地区活動センターなど地域の活動拠点となる施設の長寿命化工事を行い、継続的に地域活動を行うことができる環境の整備を行いました。 30地区のコミュニティ推進地区組織等に地域担当職員を配置し、総会などの会議等へ出席させることで、地域課題の把握とともに地域づくりに取り組む体制の構築を行いました。 地域づくり計画を策定しない地域においても、市社会福祉協議会や地域包括支援センター等の多様な団体が主催する会議（地域ケア会議など）に地域担当職員を出席させるなど、地域情報の共有を図りました。

(4) 課題

上記(3)のとおり、各地域において一定の効果がありましたが、令和元年度に実施した意見交換会では、依然として次のような課題が指摘されています。

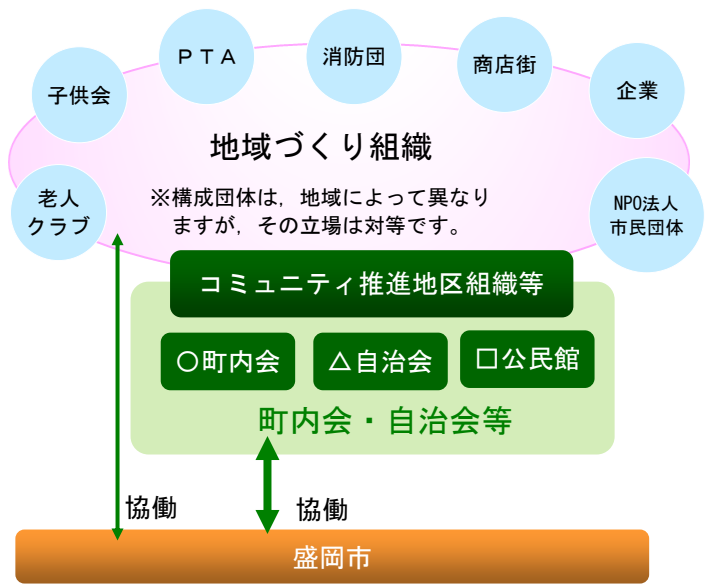
現状	課題
複数の地域づくり組織から、事務局や役員の負担が重い。	活動担い手の確保
施策の周知不足などにより、新たに「地域づくり計画」の策定をした地区が無かった（効果が限定的）。	活動の活性化
地域担当職員制度について、職員を活用している地域もあるが、地域によっては実効性があがっていないとの意見も寄せられている。	
地域で行う事業や、市が主催する講座や事例発表会などの参加者の固定化の傾向がある。	
補助金があることにより、新しい事業に取り組むことができる。	活動資金の確保
活動の拠点施設がない。	活動施設の充実
事例等の情報提供や地区同士の交流会を開催してほしい。	活動情報の共有

1 前計画の集約について

町内会・自治会，コミュニティ推進地区組織及び地域づくり組織は，「活動担い手の確保」や「活動の活性化」など抱える課題の多くが共通しています。その理由として，複数の町内会・自治会を包括する区域を活動範囲とするコミュニティ推進地区組織や地域づくり組織は，その組織運営について，多くの部分を区域内の町内会・自治会が支えている状況が見られ，町内会・自治会と密接に関わりを持って活動していることから，課題が共通化しやすいと考えられます。

このため，各組織に共通している課題の効果的な解決を図るには，令和2年度で期間が終了する『盛岡市町内会・自治会協働推進計画』と『第2次盛岡市地域協働推進計画』の両計画を一本化して各種取組を実施することが有効と考えられることから，新たに一本化した計画を策定することとしました。

【本市が考える地域づくりの姿】



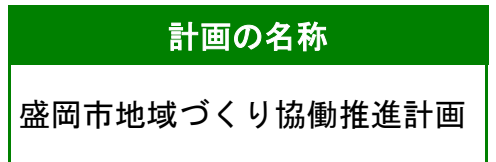
2 計画の目的

町内会・自治会は，自分たちが暮らす地域において様々な活動を行い，地域づくりを担っていることから，地域住民がいきいきと暮らし，地域の特色を生かしながら，地域の一員としての誇りを持って，次世代につないでいけるような地域を作るためには，町内会・自治会組織の継続と活性化が肝要であると考えます。また，これらを元気にする取組を行うことで，町内会・自治会の枠を越えた地域づくりに取り組む意欲の醸成につながるものと考えられます。

このことから，本計画では町内会・自治会の持続的な活動への支援を進め，その活動の充実・活性化を図るとともに，町内会・自治会の枠を越えて，多様な主体によって構成される組織が行う，地域の特色に応じた自主的な地域づくりの実現につなげます。

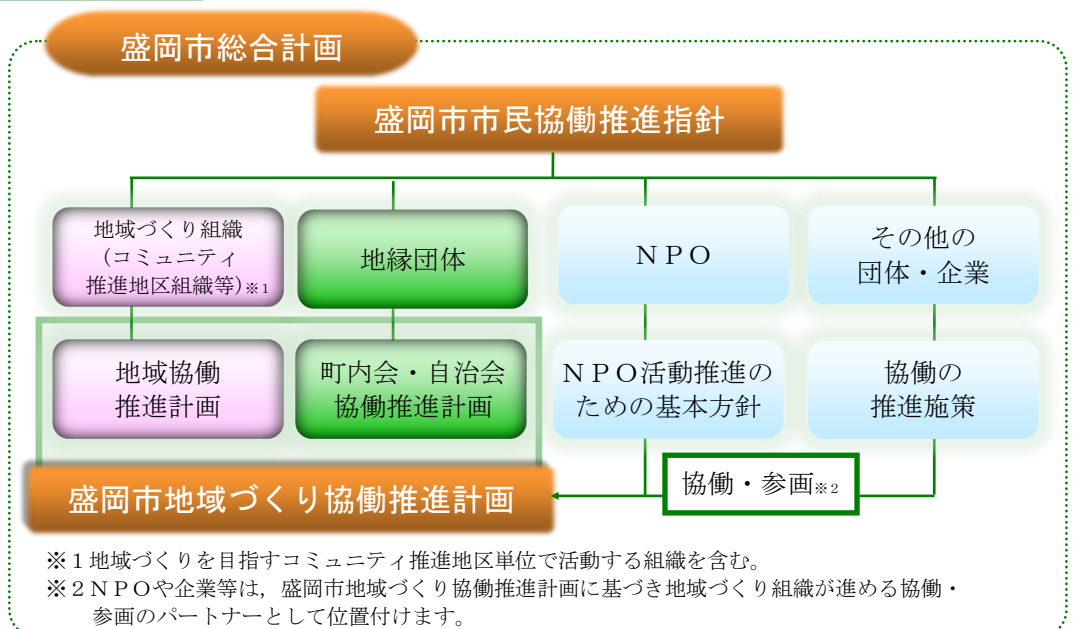
3 計画の名称

本計画の名称は，本市の市民協働を推進するため，地縁団体をはじめ多様な主体と本市が，連携・協力しながら「地域づくり」に取り組む計画として右のとおりとします。



4 計画の位置付け

本計画は，『盛岡市総合計画』に掲げる目指す将来像を実現し，また，『盛岡市市民協働推進指針（以下「指針」という。）』に定める市民協働の取組を推進するための，具体的な取組をまとめたものです。本計画の位置付けは，次のとおりです。



5 計画の基本理念

本計画の基本理念は、指針における基本理念を踏襲します。

盛岡が盛岡らしく在り続けるために、

さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画する“市民協働”を推進します。

6 各主体の役割

本計画の対象となる組織は、指針で主体と定める「町内会・自治会」や「コミュニティ推進地区組織」といった地縁団体及び「地域づくり組織」です。各主体の役割は、次のとおりとします。

市の役割	各組織の運営に関する支援や、先進事例の情報収集と提供、市民協働に関する提案を積極的に行います。
町内会・自治会 (地縁団体)の役割	多くの住民が活動に参加して交流や親睦を深めることができるよう、日頃から活動内容の見直しに取り組むとともに、地域づくり活動への参加のきっかけづくりや、地域課題に対して主体的に取り組むことを期待します。
地域づくり組織の 役割	多様な主体(※)が地域課題や将来像を共有することにより一体となって活動を行い、新たな主体が地域づくり活動に参加するきっかけを作ります。また、町内会・自治会の枠を越えた地域づくりを行うことで、地域の課題解決力を強化し、住民による地域づくり活動の継続的な実施を図るとともに、地域の魅力向上を推進し、住みよい地域の実現を図ります。

※多様な主体の中には、NPOやその他の団体、企業なども含みます。

7 課題の取組の方向性

市は、関係団体等との意見交換会や市民への意識調査の結果、市民協働の課題を次の5つに分類しました。これらの課題を解決・改善できるよう、町内会・自治会の支援に取り組むことで活動の充実・活性化を図るとともに、町内会・自治会の枠を越えて、多様な主体によって構成される組織による地域協働を推進する意欲の醸成に取り組みます。

()内は基本方針番号と取組番号は裏面参照
下線のある番号は、町内会・自治会と地域協働の共通取組

【町内会・自治会活動の活性化への取組】

課題	活動担い手の確保	活動の活性化	活動資金の確保	活動施設の充実	活動情報の共有
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の加入促進 (①-1・2) 役員の負担軽減 (①-3・4・5・6) 活動担い手の養成 (④-26・27) 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体との連携による活動支援 (①-13) 職員による活動支援 (①-14) 職員の意識向上 (③-20・21) 	<ul style="list-style-type: none"> 補助制度の見直しと活動資金の情報収集 (①-7・8) 	<ul style="list-style-type: none"> 活動施設の確保への支援 (①-11・12) 	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進センターの利用促進 (②-17・18) 情報発信の強化 (④-22・23・24・25)

町内会・自治会の枠を越えた地域づくりへ

【地域協働の推進への取組】

課題	活動担い手の確保	活動の活性化	活動資金の確保	活動施設の充実	活動情報の共有
取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 活動担い手の養成 (④-26・27) 	<ul style="list-style-type: none"> 職員による活動支援 (①-14・15・16) 職員の意識向上 (③-20) 	<ul style="list-style-type: none"> 補助制度の見直しと活動資金の情報収集 (①-8・9・10) 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設の整備 (②-19) 	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進センターの利用促進 (②-17・18) 情報発信の強化 (④-22・23・24・25)

8 計画の基本方針

本計画の基本方針は、指針における「市民協働の基本方針」に掲げる次の4項目とします。

① 制度の充実と取り組みの強化

② 拠点機能等の充実

③ 職員の意識改革と能力開発

④ 市民意識の醸成

9 取組一覧

本計画においては、前計画の成果と課題を踏まえ、27の取組を進めます。
なお、次の★のついた取組については、重点取組に位置付けるものです。

基本方針	取組の方向性	具体の取組	町内会・自治会	地域協働	掲載項数
① 制度の充実と取り組みの強化	町内会・自治会の加入促進	1 不動産協会との協定締結 ★	○		P7
		2 転入者に対する加入促進の強化	○		
	役員の負担軽減	3 町内会・自治会基礎講座の開催 ★	○		
		4 会議の開催調整	○		
		5 会長あて文書等の削減	○		
		6 各種手引きの充実と周知	○		
	補助制度の見直しと活動資金の情報収集	7 協働推進奨励金の簡素化・明確化	○		
		8 国や民間等の補助制度の情報提供	○	○	
		9 地域づくり事業補助の実施 ★		○	
		10 コミュニティ活動費補助の実施		○	
	活動施設の確保への支援	11 空き家等利用自治公民館賃借料補助の実施と制度周知	○		
		12 自治公民館整備事業補助の実施と制度周知	○		
		多様な主体との連携による活動支援	13 専門知識を有するNPO法人等の派遣	○	
			14 職員による支援	○	○
	職員による活動支援	15 地域担当職員制度の実施 ★		○	
		16 専任職員の配置		○	
② 拠点機能等の充実	市民協働推進センターの利用促進	17 市民協働推進員の強化	○	○	
		18 市民協働推進センターの機能向上	○	○	
	拠点施設の整備	19 公共施設のアセットマネジメント		○	
③ 職員の意識改革と能力開発	職員の意識向上	20 職員向けアンケート及び研修の実施	○	○	
		21 退職予定者への地域活動参加の協力依頼	○		
④ 市民意識の醸成	情報発信の強化	22 地域活動情報交換会の開催	○	○	
		23 地域活動事例発表会の実施	○	○	
		24 多様な広報媒体の活用	○	○	
		25 市ホームページ・つながる“わ”の充実	○	○	
	活動担い手の養成	26 地域活動担い手養成講座の実施 ★	○	○	
		27 コミュニティリーダー研修会の実施	○	○	

※ 網掛け部分は共通の取組

1 個別の取組内容

町内会・自治会は、自分たちが暮らす地域において様々な活動を行い、地域づくりを担っていることから、町内会・自治会の持続的な活動を推進するとともに、地域活動の活性化を図るため、次の取組を実施します。

基本方針①：制度の充実と取り組みの強化

(1)町内会・自治会の加入促進

新規会員を増やすことで、役員の担い手や活動への参加者や協力者が増え、活動の活性化につながることを期待されます。

1. 不動産協会との協定締結【重点】(新規)	市と不動産協会との間で、アパート・マンションの賃貸借契約時に、「町内会・自治会の加入案内チラシ」を不動産会社から契約者へ配布することや町内会に関する相談の市への取次などを盛り込んだ協定締結に取り組みます。
2. 転入者に対する加入促進の強化(拡充)	町内会・自治会加入率を向上させるため、新築家屋や集合住宅向けの「町内会・自治会の加入案内チラシ」を作成し、引き続き町内会・自治会に配布します。特に、転入者増加時期は、盛岡市町内会連合会及び玉山地域自治会連絡協議会と連携しながら加入案内の強化に努めます。

(2)役員の負担軽減

会議の開催日等の調整や文書の削減等により、役員の負担が減り、活動に専念できることが期待できます。町内会・自治会基礎講座の開催、各種手引き及びマニュアルを作成することで、新たな役員への引継ぎが円滑にでき、多様な人材が役員の担い手につながることを期待されます。

3. 町内会・自治会基礎講座の開催【重点】(新規)	初めて役員となった方でも町内会・自治会の事務を行えるよう、町内会・自治会の事務担当者を対象に、市と町内会・自治会に関連する事務手続き等の手順を説明する「基礎講座」を開催し、円滑な町内会・自治会の運営を支援します。
4. 会議の開催調整(新規)	市が主催する会議について、開催日時等の情報共有の仕組みをつくることにより、複数の会議の同日開催及び土日開催、会議自体の集約を図り、出席者の負担軽減を図ります。
5. 会長あて文書等の削減(拡充)	町内会・自治会長あて文書及び回覧担当者あて文書自体の削減を図るとともに、文書配布方法についても、電子メールや市ホームページなどの積極的な活用に取り組みます。
6. 各種手引きの充実と周知	市が作成する町内会・自治会向けの各種手引きについて、日々の活動や、役員変更の際に円滑な事務引継ぎに資するよう、更新を行うとともに集約化を図ります。

(3)補助制度の見直しと活動資金の情報収集

協働推進奨励金やその他の補助制度の活用により、町内会・自治会やコミュニティ推進地区組織等の活動資金を確保し、地域の特性に応じた活動を継続的に行う運営体制を構築することが期待できます。

7. 協働推進奨励金の簡素化・明確化	町内会・自治会の活動財源の安定に寄与するため、協働推進奨励金の積算方法を簡素化するとともに、積算基準を明確にした上で、継続して実施します。
8. 国や民間等の補助制度の情報提供	国や民間などの機関が実施している補助制度の情報を収集し、町内会・自治会へ情報提供を行うことで、活動資金確保の支援を行います。

(4)活動施設の確保への支援

活動施設を確保することで、会合や行事がより気軽に開催できるようになり、活動の活性化が期待されます。

11. 空き家等利用自治公民館賃借料補助の実施と制度周知	空き家等を借り上げて自治公民館として活用する場合、賃借料の一部を補助する制度を実施します。また、市の関係課と情報共有して空き家情報を発信し、町内会・自治会からの相談に対応して制度の活用を促進するとともに、周知を図ります。
12. 自治公民館整備事業補助の実施と制度周知	自治公民館の新築、増改築及び修繕などで必要となる経費の一部を補助する制度を継続して実施します。

(5)多様な主体との連携による活動支援

多様な主体との連携により、複雑化・多様化が進む地域課題に対応しやすくなり、持続的な地域活動が行われることが期待されます。

13. 専門知識を有するNPO法人等の派遣(拡充)	町内会・自治会に対して、専門的な知識を有するNPO法人等をアドバイザーとして派遣し、運営体制の見直しや地域課題の解決のためのワークショップの開催、活動事例の紹介などの支援を行います。
---------------------------	---

(6)職員による活動支援

職員が地域と協働で課題解決や地域活性化に取り組むことにより、各々の特性を生かして、円滑かつ効果的な活動が行われることが期待されます。

14. 職員による支援(拡充)	小規模な町内会・自治会など、地域活動の継続が困難となる可能性がある団体が増えつつあることから、市民協働推進課や市民協働推進センターにおいて、よりきめの細かい相談の受付などの支援を実施するとともに、町内会・自治会等との意見交換の場を定期的に設けることにより、地域の課題解決や職員による支援の仕組みづくりを図ります。 また、過疎地域に所在する町内会・自治会などに対しては、庁内の関係課等と情報を共有し、地域の現状把握や地域コミュニティを維持するための仕組みづくりについて検討を行います。
-----------------	--

基本方針②:拠点機能等の充実

(1)市民協働推進センターの利用促進

社会教育の専門機関である公民館を地域活動の拠点とすることにより、市の有する情報を効果的に地域に提供するとともに、地域課題の解決や各団体の活動の活性化が期待されます。

17. 市民協働推進員の強化(拡充)	市民協働推進員が町内会・自治会等からの相談に円滑かつ有効に対応できるよう、各センター(市内6公民館(中央・上田・西部・河南・都南・渋民)に併設)の職員向けの研修を行うとともに、センター同士の情報交換会を実施し、相談機能の強化を図ります。
18. 市民協働推進センターの機能向上(拡充)	地域活動の相談を行いやすい環境を整えるため、相談対応実績などを公開するとともに、各センターからお知らせの発行や地域の活動事例を紹介する機会を設けるなど、センター機能の周知の強化を図ります。

基本方針③:職員の意識改革と能力開発

(1)職員の意識向上

地域の一員として活動する職員を増やすことで、地域の声を施策に反映する機会や地域活動の担い手の増加が期待されます。

20. 職員向けアンケート及び研修の実施（拡充）	職員が市民協働の原則を理解し、地域担当職員制度を十分に機能させることができるよう、アンケート等の実施を通して職員の地域活動への積極的な参加を促すとともに、研修内容の充実を図り、職員の意識向上・能力開発の機会を設けます。
21. 退職予定者への地域活動参加の協力依頼（拡充）	退職後も地域の一員として地域活動に参加を促すとともに、すでに退職した職員の活動事例を紹介するなど、地域活動に対する具体的なイメージを持てるよう働きかけます。

基本方針④:市民意識の醸成

(1)情報発信の強化

活動情報を積極的に発信することで、参加者や協力者が増え、地域活動が活性化することが期待されます。

22. 地域活動情報交換会の開催（新規）	地域活動の活性化及び円滑化を図ることを目的に、地域活動の成功事例や悩みを共有できる場として情報交換会を開催します。
23. 地域活動事例発表会の実施（拡充）	活動成果を周知するため事例発表会を実施するほか、活動の体験談を語り合うトークセッションなどを開催して、地域づくりに取り組みたいと考える地域住民の育成を図ります。
24. 多様な広報媒体の活用（拡充）	地域活動に対する住民の理解と関心を深めるため、「広報もりおか」への適宜記事掲載や、ソーシャルメディアを含む多様な民間広報媒体を活用するなど、効果的な情報発信に取り組みます。また、インターネット活用への支援を図ります。
25. 市ホームページ・つながる“わ”の充実	地域活動団体の活動事例を共有する手段として発行している情報誌「つながる“わ”」に、より町内会・自治会の活動に役立つ情報を掲載するとともに、市ホームページの充実を図り、市民協働を進めるために必要な情報を発信します。

(2)活動担い手の養成

多様で柔軟な考え方を組織に取り入れることで、地域課題の解決が期待できます。また、多くの世代が担い手として活動に関わることで、持続的な町内会・自治会の運営を行うことが期待されます。

26. 地域活動担い手養成講座の実施【重点】（拡充）	必要な知識や技術の習得を目的とした講座を、継続して実施します。また、講座の内容を地域活動により反映させやすくするため、参加者が実際に地域課題の解決のための計画を考案するワークショップなどを実施します。
27. コミュニティリーダー研修会の実施	地域で役員等として活動している方のスキルアップを目的とした研修会を実施します。なお、研修は複数年単位で企画し、連続性と発展性を持たせた内容とします。

2 成果指標

町内会・自治会組織の継続と活性化を図ることで自主的な地域づくりの実現につなげることから、成果指標として「『コミュニティ活動（※）に参加したことがある』と答えた市民の割合（市まちづくり評価アンケート）」を設定し、取組の効果を検証することとします。

(1) 成果指標

項目	現状値（R1）	目標値（R6）
「コミュニティ活動（※）に参加したことがある」と答えた市民の割合（市まちづくり評価アンケート）	45.2%	56.5%

※市まちづくり評価アンケートでは、「コミュニティ活動」を、「町内会等を中心に行われている活動」と定義しています。

(2) 参考指標

項目	現状値（R1）	目指す方向	把握方法
町内会加入率	87.5 %	↑	庁内調査
元気なコミュニティ特選団体に登録された町内会・自治会の数	20 件	↑	庁内調査
会長あて送付文書の数	116 件	↓	庁内調査

第5章 地域協働の推進への取組

※町内会・自治会と共通する取組は6ページ参照

1 個別の取組内容

多様な主体と市が相互に連携・役割分担してまちづくりなどを行う「地域協働」をより一層推進するよう、地域協働の成果をより多くの地区に広め、持続的に展開できる地域活動の仕組みづくりのため、次の取組を実施します。なお、町内会・自治会活動の活性化への取組と共通する取組については、改めての掲載は行わないものとします。

基本方針①: 制度の充実と取り組みの強化

(1) 補助制度の見直しと活動資金の情報収集

地域づくり事業補助金やその他の補助制度の活用により、地域づくり組織が資金を確保し、地域の特性に応じた活動を継続的に行う運営体制を構築することが期待されます。

9. 地域づくり事業補助の実施 【重点】（拡充）	地域づくり事業補助金の補助対象経費の拡充及び事前協議の簡略化を図るとともに、補助額の算定根拠である地区の人口に応じた区分の見直しを行います。また、「地域づくり計画書」の簡素化を図り、地域づくり事業の実施地区の拡大を図ります。
10. コミュニティ活動費補助の実施	コミュニティ推進地区組織の活動を維持・活性化するため、「コミュニティ活動費補助」を継続して実施します。

(2)職員による活動支援

職員が地域と協働で課題解決や地域活性化に取り組むことにより、各々の特性を生かして、円滑かつ効果的な地域活動が行われることが期待されます。

<p>15. 地域担当職員制度の実施 【重点】（拡充）</p>	<p>地域の会議出席や地域要望の取次を行う「地域窓口担当」職員の配置を継続します。加えて、地域の課題解決の取組について、地域と一緒に考える「地域課題担当」職員を要望に応じて配置します。</p>
<p>16. 専任職員の配置</p>	<p>地域担当職員と、コミュニティ推進地区組織等との仲立ちを強化するため、市民協働推進課の職員を、各地区担当の「専任職員」とし、地域活動の情報提供や地域づくり事業の支援を行います。</p>

基本方針②：拠点機能等の充実

(1)拠点施設の整備

地域協働に取り組む団体等の活動拠点として多く使用されている、活動センター等の公共施設を整備することにより、世代を超えて継続した地域活動が営まれることが期待されます。

<p>19. 公共施設のアセットマネジメント</p>	<p>盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づき、継続して拠点施設となる公共施設の整備を進めます。</p>
----------------------------	---

2 成果指標

地域協働の成果を多くの地区に広め、町内会・自治会の枠を越えた、地域の特色に応じた自主的な地域づくりの実現につなげることから、計画に掲げる取組の効果を「地域づくり事業の件数」により検証することとします。

(1)成果指標

項目	現状値 (R1)	目標値 (R6)
地域づくり事業の件数	46	64

(2)参考指標

項目	現状値 (R1)	目指す方向	把握方法
地域づくり事業を実施した地区の数	12 地区	↑	庁内調査
コミュニティリーダー研修会、地域活動担い手養成講座への参加人数	100 人	↑	庁内調査
地域の要望に応じて地域担当職員が出席した地域課題に関する会議等の件数	8 件	↑	庁内調査

1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の効果的な推進を図るために、町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等をはじめ、地域活動に関わりを持つ団体など、多様な主体と緊密に連携しながら計画を推進します。

2 計画の進行管理

本計画に定める事業について、次に掲げる方法により進行管理を行います。

- ・市民協働推進連絡会議における進行管理
- ・市民協働推進アドバイザー会議における進行管理

3 計画と持続可能な開発目標(SDGs)とのつながり

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、主に「目標17[実施手段]持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」の取組につながります。



用語の定義(抜粋)

地域づくり：地域住民がいきいきと暮らし、地域の特色を生かしながら、地域の一員としての誇りを持って、次世代につなげていけるような地域をつくることをいう。

市民協働：市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力し合うことをいう。

地域協働：地域の多様な主体と市が、相互に連携・役割分担してまちづくりを進めることにより、地域活動の担い手の育成や、地域における課題解決を図るための地域の自主的な取組をいう。

盛岡市 市民部 市民協働推進課
〒020-8530
岩手県盛岡市内丸12番2号
電話 019-626-7535(直通)
FAX 019-622-6211(代表)
メール kyodo@city.morioka.iwate.jp